

日本籍船舶における排ガス浄化装置の取扱いに関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

日本籍船舶における排ガス浄化装置の取扱いに関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則においては、船舶で使用される燃料中に含まれる硫黄について、質量濃度の上限値を規定している。同規則に適合するための措置として、低硫黄燃料を使用するほか、MARPOL 条約附属書 VI 第 4 規則により、排ガス浄化装置等の使用による規制適合が認められている。

本会規則においては、日本籍船舶に備える排ガス浄化装置に対して、IMO 決議 MEPC.259(68)に加えて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に対応する国土交通省の検査の方法等を参考に要件を規定している。

このため、国土交通省の通達（国海環第 135 号）により、排ガス浄化装置の検査の方法を明確化する等の当該検査の方法等の改正が行われたことから、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 排ガス浄化装置の検査の方法を明確化した。
- (2) その他、本会規則の構成が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に対応する国土交通省の検査の方法等と整合するよう改めた。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 3.1.2, 附属書 2-2.1 1.2, 1.2.1, 1.2.2 (新規), 1.2.3, 2 章の表題, 表 2, 2.2, 2.2.1, 2.3 (新規), 2.3.2, 2.3.3, 2.3.4, 表 6, 3.1.1, 3.2.1, 4.1.2